理事の報酬及び費用支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人Fin City Creations定款第26条の規定に基づき、理事の報酬に関し、必要な規則を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益すべてをいう。
 - (2) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、宿泊費その他経費のことであり、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、収支状況により支給しない場合もあることとする。

(報酬額)

第4条 理事に対する報酬額の総額は、1事業年度につき500万円を上限とする。ただし、代表理事については報酬を支給しない。

(費用の支給)

第5条 この法人は、理事の職務の執行にあたり必要な交通費、宿泊費その他 経費を支給する。

(費用額)

第6条 費用の額は、実費相当額とする。

(改正)

第7条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人Fin City Creations 設立の日から施行する。